

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は「企業を通じて社会に役立つ「人」を育てる」という企業理念のもと、会社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を目指し、株主をはじめとするあらゆるステークホルダーから信頼されるために、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めることが重要であると考えております。

健全性の高い企業経営を構築するために、任意の指名・報酬委員会の設置、執行役員制度の採用を行っており、経営監視機能の強化や取締役の選任及び報酬に関する妥当性及び透明性を確保するよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1 - 2 議決権の電子行使のための環境整備】

株主総会における議決権の電子行使の採用や招集通知の英訳は実施しておりません。今後、株主構成の変化等状況に応じて検討してまいります。

【補充原則2 - 4 社内の多様性確保】

当社は、規定の職位に相当する業務の遂行が期待される人材を、性別、国籍、年齢、新卒採用、中途採用の別にかかわらず、中核人材である管理職に登用することを方針としております。具体的な多様性の目標値、社内環境整備方針及び実施状況の開示については、今後検討すべき課題と認識しております。

【補充原則3 - 1 海外投資家等の比率を踏まえた英語での情報の開示・提供の推進】

当社は、英語での情報開示を行っておりません。今後、株主構成の変化等状況に応じて検討してまいります。

【補充原則3 - 1 サステナビリティについての取組みに関する開示】

当社は、現在サステナビリティへの取組みを開示しておりません。今後、開示をする際は、適切な情報をわかりやすく開示してまいります。

【補充原則4 - 1 最高経営責任者等の後継者計画】

企業が継続的に成長していくためには、最高経営責任者等の後継者育成は重要な要素であると認識しております。当社では、取締役会及び経営会議を通じて経営者の育成に努めており、今後は、指名・報酬委員会で後継者計画について審議を行う方針です。

【原則4 - 2 .取締役会の役割・責務(2)】

経営陣の報酬は会社の業績や業績に対する貢献度を勘案しておりますが、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映したインセンティブとしての機能や、自社株報酬を活用した制度は導入しておりません。各経営陣幹部の状況や、社会・経済情勢を鑑み、指名・報酬委員会で審議し、検討してまいります。

【補充原則4 - 2 経営陣の報酬制度】

原則4 - 2の内容を実施してまいります。

【補充原則4 - 2 サステナビリティを巡る取組みについての基本的な方針の策定】

サステナビリティへの取組みは重要であると認識しております。当社では、少子化対策の一環として子供が誕生した従業員に対して「子育て支援金」を支給しております。また、大学と連携し、将来の建築家を育てるための取り組みとして「室内改装プロジェクト」を授業として行っております。今後、必要に応じて基本的な方針の策定を検討してまいります。

【補充原則4 - 11 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模の考え方】

当社の取締役会は、定款に基づき、取締役7名、監査役3名の員数の範囲内で構成され、知識・経験・能力のバランスを勘案した取締役候補者を選定し、株主総会の決議により選任しております。独立社外取締役においては、他社での豊富な経営経験を有する者を含んだ構成となっております。

今後、スキル・マトリックス等で各取締役の能力を開示することを検討してまいります。

【補充原則4 - 11 取締役会の実効性に関する分析・評価、結果の概要の開示】

当社では、取締役会の実効性の分析・評価を行う仕組みを構築しておりません。

取締役会の機能を向上させるという観点から、取締役会全体の実効性の分析・評価を定期的に行い公表することについて、客観性のある評価手法も含め、引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4 . 政策保有株式】

当社は、政策保有株式として上場株式を保有しないことを基本方針としております。

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者との取引を行う場合に取締役会の承認が必要であることを「関連当事者取引管理規程」に定めております。不利益、利益相反取引については、取引の合理性、取引条件の妥当性について十分検討し、事前にと取締役会の承認がされております。なお、取引条件については他の同一水準取引や一般市場相場と同様の条件で取引が実施されております。

【原則2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、企業年金制度を導入しておりません。今後、企業年金制度の動向を把握し、導入する際は、適切な運用及び管理ができるような体制をとってまいります。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

- () 経営理念は、当社ホームページにて開示しております。
- () 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、本報告書 1「基本的な考え方」に記載のとおりです。
- () 取締役の報酬は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、経営状況、経済情勢等を考慮して、取締役会の決議により決定しております。2021年9月15日に開催された取締役会において指名・報酬委員会を設置しており、諮問機関として取締役の報酬について答申を行っております。
- () 取締役・監査役候補の指名にあたっては、会社の各機能、各部門をカバーできる知識・経験・能力のバランスを総合的に勘案して、取締役会で決定しております。指名・報酬委員会で審議し、その答申に基づき取締役会において決定いたします。
- () 取締役・監査役候補の選任理由については、株主総会招集通知に開示しております。

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲の決定、概要の開示】

法令、定款及び「取締役会規程」「職務権限規程」の定めるところに従い、取締役会で決定すべき事項以外の業務執行について、適切に経営陣に対して委任しております。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、東京証券取引所が定める独立性の判断基準を参考とし、一般株主との利益相反が生じるおそれのない、独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任しております。

また、独立社外取締役を委員長とした指名・報酬委員会や取締役会の審議において、独立役員が積極的に関与し助言を行っております。

【補充原則4 - 10 任意の諮問委員会】

当社は、過半数の独立社外取締役の選任には至っておりませんが、取締役会の諮問機関として2021年9月15日に開催された取締役会において、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役が委員の過半数を占める任意の指名・報酬委員会を設置いたしました。取締役の指名・報酬等の重要事項の検討に当たり、多様性やスキルの観点を含め、適切な関与・助言を得ております。

【補充原則4 - 11 取締役・監査役兼任状況】

取締役・監査役の重要な兼職の状況については株主総会招集通知の参考書類や事業報告等の開示書類で開示しております。また、兼任先は当社子会社をはじめとした合理的な範囲にとどまっており、当社取締役及び監査役としての職務を適切に果たしております。兼任先が合理的な範囲であるかの判断は、取締役会の承認を要する旨を社内規程にて定めております。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示】

社内役員に対しては、会社法やコーポレート・ガバナンス等に関する知識、コンプライアンスや経営に関する有用情報等を提供しております。社外役員に対しては、当社の経営理念、経営方針、事業活動及び組織等に関する理解を深めることを目的に就任時に説明を行っております。また、職責や業務上必要な知識の習得のために様々な社内・社外の研修の機会を設けております。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主や投資家との対話は重要であると考えております。株主や投資家に対しては、決算説明会を半期に1回開催するとともに、個別の面談や問合せに対しても合理的な範囲で前向きに対応しております。

なお、ディスクロージャーポリシー及びIRカレンダーについては、当社ホームページのIRサイトに開示しており、今後も、株主の利益に影響を及ぼす重要な事項については迅速にプレスリリースを行い、当社ホームページにも掲載することで適切な情報開示を行ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
長田 修	1,641,400	36.75
長田 久美子	1,144,000	25.61
OSAフィールド株式会社	365,000	8.17
長田 栄臣	80,000	1.79
長栄従業員持株会	72,400	1.62
GMOクリック証券株式会社	64,400	1.44
橋長 教行	29,100	0.65
田中 幸夫	18,000	0.40
宇佐美 保	13,200	0.30
株式会社エリッツホールディングス	13,000	0.29

支配株主(親会社を除く)の有無

長田 修、長田 久美子

親会社の有無

なし

補足説明更新

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分更新	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針更新

支配株主との取引等が発生する場合には、取引の合理性、取引条件の妥当性について十分検討し、事前に取締役会の承認がされています。なお、取引条件については他の同一水準取引や一般市場相場と同様の条件で取引が実施されています。公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないよう対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
田中 伸	弁護士													
石畑 成人	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 伸		田中伸氏は、2019年6月27日まで当社顧問弁護士に就任していましたが、顧問契約金額は僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと考えております。	田中伸氏は、弁護士として数多くの不動産賃貸・売買の訴訟に関わり、企業や不動産関連団体の顧問等にも就任するなど、企業法務、不動産業界にも精通しております。これらの経験による幅広い見識に基づき、法律の専門家として独立かつ中立の立場から有益な指摘・発言をいただくことで、当社経営の適正性の確保に大きく寄与いただけると判断し選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に照らして、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

石畑 成人		石畑成人氏は、製造業からサービス業に跨る幅広い業種の執行役員・取締役経験者として培った企業経営、特に財務や企画部門に関する豊富な経験と監督能力、幅広い知見に基づき、取締役会において独立した客観的・専門的な視点から有益な助言をいただき、業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていただくと判断し選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に照らして、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
-------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

指名・報酬委員会を設置し、当委員会が指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査室、監査役会、会計監査人は、期初におけるそれぞれの監査計画の説明、期中における四半期ごとの四半期レビュー結果報告を兼ねた監査実施状況の報告会、期末の会社法監査結果概要報告、監査役会監査概要報告会を通じて相互に連携を図り、三者の異なる立場での監査の状況、結果を共有しております(三様監査の実現)。これにより、相互に実効性のある効率的な監査を実施することを目指しております。また、常勤監査役は、内部監査室より毎月1回程度、内部監査の実施状況について詳細な報告を受けており、この内容については定時の監査役会で社外監査役にも共有しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
平野 貢	税理士													
田川 芳和	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平野 貢			平野貢氏は、大阪国税局に入局後、税務署長、国税局の要職などを歴任され、退官後、長く税務行政に携わってきたことで得た経験・知識を生かして税理士として幅広く活躍しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当社は、企業税務・会計の専門家としてその見識と経験をもとにした厳正な監査を期待し選任しております。
田川 芳和		社外監査役田川芳和氏は、1974年4月から2004年2月まで当社の取引金融機関である株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行)に勤務しておりましたが、当社との業務上の繋がりはなく、社外監査役の独立性に影響を及ぼすものではないと考えており、「会社との関係(1)」には記載しておりません。	田川芳和氏は長年にわたり株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)で勤務し、その後、一般事業会社の取締役管理本部長として経営に携わった経験から、企業経営、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の経営及び事業推進の監督及びチェック機能を期待し選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主との価値共有を推進することにより、企業価値向上に資することを目的とするため、ストック・オプション制度を設け、その一環として新株予約権を付与しております。2022年3月31日現在、取締役の保有する新株予約権による潜在株式数は52,300株であり、これは株式の総数(潜在株式を含む。)に対し1.09%に相当しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社では、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主との価値共有を推進することにより、企業価値向上に資することを目的とするため、ストック・オプション制度を設け、その一環として新株予約権を付与しております。2022年3月31日現在、新株予約権による潜在株式数は340,000株であり、株式の総数(潜在株式を含む。)に対する潜在株式数の割合は7.0%となっております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

2022年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

- (1)役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
取締役(社外取締役を除く)報酬等の総額237,750(千円) 固定報酬200,100(千円) 退職慰労引当金繰入額37,650(千円) 対象となる役員の員数4(人)
監査役(社外監査役を除く)報酬等の総額7,750(千円) 固定報酬7,000(千円) 退職慰労引当金繰入額750(千円) 対象となる役員の員数1(人)
社外役員 報酬等の総額 9,600(千円) 固定報酬9,600(千円) 対象となる役員の員数4(人)
- (2)報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等
長田 修(取締役)報酬等の総額130,050(千円) 固定報酬106,650(千円) 退職慰労引当金繰入額23,400(千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- (1)取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
取締役及び監査役の報酬限度額は、2019年4月26日開催の株主総会において、取締役の報酬限度額を年額350,000千円以内、監査役の報酬限度額を年額30,000千円以内と決議しております。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名、監査役の員数は1名です。
- (2)取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
当社は、取締役会において決議した「役員報酬規程」及び「役員報酬額基準」に基づき、取締役の個人別の報酬等を決定する方針としており、「役職別基準金額」「代表取締役加算」に、前期業績への貢献度、予算達成率及び役員経験年数等を総合的に考慮し決定することとしております。
また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、当該決定方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものと判断しております。
当社は役員報酬の決定プロセスの透明性を確保するため、2021年9月より社外取締役が委員の過半数を占める「指名・報酬委員会」を設置いたしました。取締役の報酬については同委員会の答申を踏まえて取締役会にて決定することとしております。
監査役の報酬は、独立性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、業績連動性のない月次で支給する「固定金額」としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 [更新](#)

社外役員へのサポートは、主に統括本部が行っております。株主総会、取締役会の開催にあたり議案及び資料等の事前配布を行うとともに、各役員からの問い合わせに対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

<株主総会>

株主総会は、当社の最高意思決定機関として、法令又は定款に定められた事項の決定を行います。

<取締役会及び取締役>

当社の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役2名)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。当社は、弁護士及び上場企業の役員経験者を社外取締役に選任し、より広い視野にもとづいた経営意思決定と社外からの経営監視を行う体制としております。また、取締役の経営責任の自覚と職務執行の責任を明確にし、迅速で的確な意思決定を行うための体制作りも心掛けてまいります。

<指名・報酬委員会>

当社は、2021年9月15日取締役会の決議に基づき指名・報酬委員会を設置いたしました。指名・報酬委員会は独立社外取締役2名、代表取締役1名の合計3名で構成され、委員長は、独立社外取締役である委員の中から選定しております。取締役会の諮問機関として、取締役の指名及び報酬に係る事項について取締役会への提案、助言を行ってまいります。

<リスク管理・コンプライアンス推進委員会>

当社では、全役員及び執行役員等をメンバーとするリスク管理・コンプライアンス推進委員会を設置し、毎四半期に委員会を開催し事業本部のリスク管理状況等を統轄・把握するとともに、その内容を取締役会、監査役会へ報告することにより、経営の健全性の維持・向上に努めております。また、リスクアセスメントの実施、コンプライアンスの徹底や従業員への意識喚起、啓蒙を図っております。内部統制システムについても整備、運用状況の有効性を確認しております。

<経営会議>

経営会議は、常勤取締役と常勤監査役及び執行役員で構成されております。経営会議では、執行役員が、常勤役員に業務執行の状況を月次で報告し、その課題点について討議することにより、経営情報の共有化及び業務執行の効率化を図っております。

<所長会議>

所長会議は、各部、各事業所の責任者である所属長以上がメンバーとなっており、所属長から役員に対し、管理センターにおいては、管理物件・自社物件の入居率、稼働率、強化物件、滞納等を、その他の部署は、売上・利益について月次で報告しております。所長会議は、現場の状況・課題を共有する場であるとともに、役員と現場責任者との意思疎通を図る場となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は会社法に基づき取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。

社外役員である取締役2名及び監査役2名はそれぞれの豊富な経験及び見識を有しており、独立かつ客観性のある立場から経営全般に対する適切な助言・提言を頂くことで、監視・監査体制の強化を図っております。また、監査役、内部監査室及び会計監査人と連携することで、監査・監督機能が充実するものと考え、当該コーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつ招集通知の早期発送に努めます。招集通知日までに、当社ホームページ及びTDnetに公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	事務日程を考慮しながらも、集中日を回避して開催するよう検討してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後、株主構成の変化等状況に応じて検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、株主構成の変化等状況に応じて検討してまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明	代表者自身による説明の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会は半年に一度、本決算、第2四半期決算の発表を終えて20日以内を目途に開催しております。決算の概要、各セグメントの状況、今後の見通し等を、代表取締役が説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は、自社のホームページ内にIR情報をまとめたページを設け、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、会社案内、有価証券報告書などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIRに関する業務は統括本部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「リスク管理・コンプライアンス規程」「内部者取引防止規程」「適時開示規程」を定め、ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社はステークホルダーに適切かつ速やかに情報提供ができるように、「適時開示規程」を規定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2019年9月13日開催の取締役会において「内部統制システム整備に関する基本方針」を定める決議を行い、現在はその基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、法令及び定款に基づき、会社の機関として、株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置する。また、取締役、監査役については、独立性のある社外取締役、社外監査役を選任する。
 - (2) 取締役会は、原則として毎月1回開催することに加え、必要があるときは随時開催し、重要な業務執行に関する意思決定を適時に行うとともに、各取締役の職務執行を適切に監督する。
 - (3) 取締役は、財務報告の信頼性を確保し、また会社情報を適正かつ適時に開示するために必要な体制を整備する。
2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に関して様々な媒体で取り扱う業務上の情報について、保存や廃棄、管理の方法、保存期間、情報システムの運用方法等を規程に定め、当該規程に従って管理体制を整備して、情報を適切に保存・管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎となる規程を定め、リスク管理体制の構築の所管部署を定めるとともに、事業に関連する様々なリスクの評価・検討を行う適切な対策を講ずるほか、不測の事態が生じた場合には、迅速正確に事実関係を把握して適切な対応を取り得る体制を整える。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 経営計画において毎年度の基本的な経営方針を定め、取締役会においてその方針に沿った業務の進捗を適切に管理する。
 - (2) 取締役会は、業務執行の迅速化と責任の明確化を図るため、執行役員を選任し、取締役会が決定した特定の業務領域における業務を執行させる。
 - (3) 各取締役の責任・権限及び業務の基本的枠組みを明確にして、意思決定を迅速かつ適正に行い、業務執行を効率的に行う。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンスを尊重する社内風土を醸成するため、「リスク管理・コンプライアンス規程」を制定してリスク管理・コンプライアンス推進委員会を設置し、定期的及び必要に応じて当社のコンプライアンスの状況を調査し、必要に応じて取締役会に対して改善を勧告する。また、コンプライアンスに関する使用者の意識を高めるため、適時に教育啓蒙を行う。
 - (2) コンプライアンス違反やその恐れのある場合を早期に発見し、またそれを未然に防止するため、通報を受け付ける窓口を設置して、速やかに問題を把握するよう努め、適切に対処する。
 - (3) 業務における適法・適正な手続き・手順を明示した社内規程・マニュアルなどを整備し、運用する。
 - (4) 業務執行部門から独立した内部監査部門による内部監査を実施し、適法・適切な業務運営が行われていることを定期的に確認する。
6. 当会社及び当会社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当会社と子会社との間においては、相互に緊密な連携を保って経営を円滑に遂行するよう努め、グループ全体としての業務の適正及び業績の向上を目指す。
 - (2) 当会社及びその子会社からなる企業集団として、グループ経営管理上必要な事項について、子会社に当会社との事前協議・報告を求める社内規程を整備し、適切に運用する。
 - (3) 当会社のリスク管理体制の基礎となる規程において、子会社特有のリスクの評価・検討・対策についても必要な措置を講じるべきことを定め、グループ全体でのリスク管理を行う。
 - (4) 当会社は、子会社に対し、取締役及び使用人の職務執行の適正を確保するためにコンプライアンス等に関する方針を提示し、必要な体制の整備を求める。また、当会社のコンプライアンスにかかる通報受付窓口において、各子会社からの通報も受け付ける。
 - (5) 当会社は、当会社の監査役が各子会社の監査役に就任し、もしくは、各子会社の監査役との情報交換を緊密にし、企業集団の監査の実効性を確保できる体制の整備に努める。
 - (6) 当会社の内部監査部門が、適宜、各子会社の内部監査を実施する。
7. 監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役への報告に関する事項

取締役及び執行役員は、監査役が取締役会その他重要な会議に出席できるよう配慮し、監査役が求める事項について取締役等から適宜報告する。また、取締役及び使用人は、監査役の求める決裁書類及び関係資料の閲覧に応じ、必要な説明を行う。

取締役は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施状況及びその結果について、監査役に報告を行う。
監査役に対する資料提供や報告等を行ったことによって、当該報告者に対する人事上その他の不利益な取扱いを行わない。

(2) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役職務を補助する使用人の任命・異動については、監査役の意見を最大限に尊重する。

監査役職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行う。監査役を補助する使用人を兼務する使用人は、監査役の指示業務を優先して職務に従事する。

監査役職務を補助する使用人に対する人事考課においては、監査役の意見を最大限に尊重する。

(3) 監査役職務の執行について生じる費用に関する事項

監査役職務の執行について必要な費用は、当社が負担する。

8. 反社会的勢力の排除に向けた取組み

当社は、法令及び社会規範を遵守し、良識ある企業活動を行う。市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係を含め関係を持たない。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、反社会的勢力への対応態勢を強化することを目的として反社会的勢力対応規程及び反社・不当要求対応マニュアルを定め、市民社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然たる態度で立ち向かい、反社会的勢力との一切の関係を遮断する方針を堅持しております。具体的な内容としては、以下のとおりであります。

a. 基本方針

当社は、当社事業に対する公共の信頼を維持し、業務の適正性及び健全性を確保するために、以下の方針に則り、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を徹底しております。

(a) 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求には応じません。

(b) 外部専門機関との連携

反社会的勢力への対応に備え、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携を行っております。

(c) 不当要求に対する法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事・刑事の両面から法的対応を行います。

(d) 裏取引や資金提供の禁止

事実を隠ぺいするための裏取引は、一切行いません。また、反社会的勢力への資金提供は、一切行いません。

(e) 組織としての対応

反社会的勢力対応規程に反社会的勢力の排除を規定し、従業員の安全確保に留意しつつ、組織全体として対応します。

b. 反社会的勢力排除に向けた社内体制等の整備状況

(a) 法務部が主体となり、社内研修等の場において定期的に注意喚起を行っております。

(b) 警察OBである顧問が定期的に出先営業所を訪問し、適時の情報収集及び必要に応じ助言を行います。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

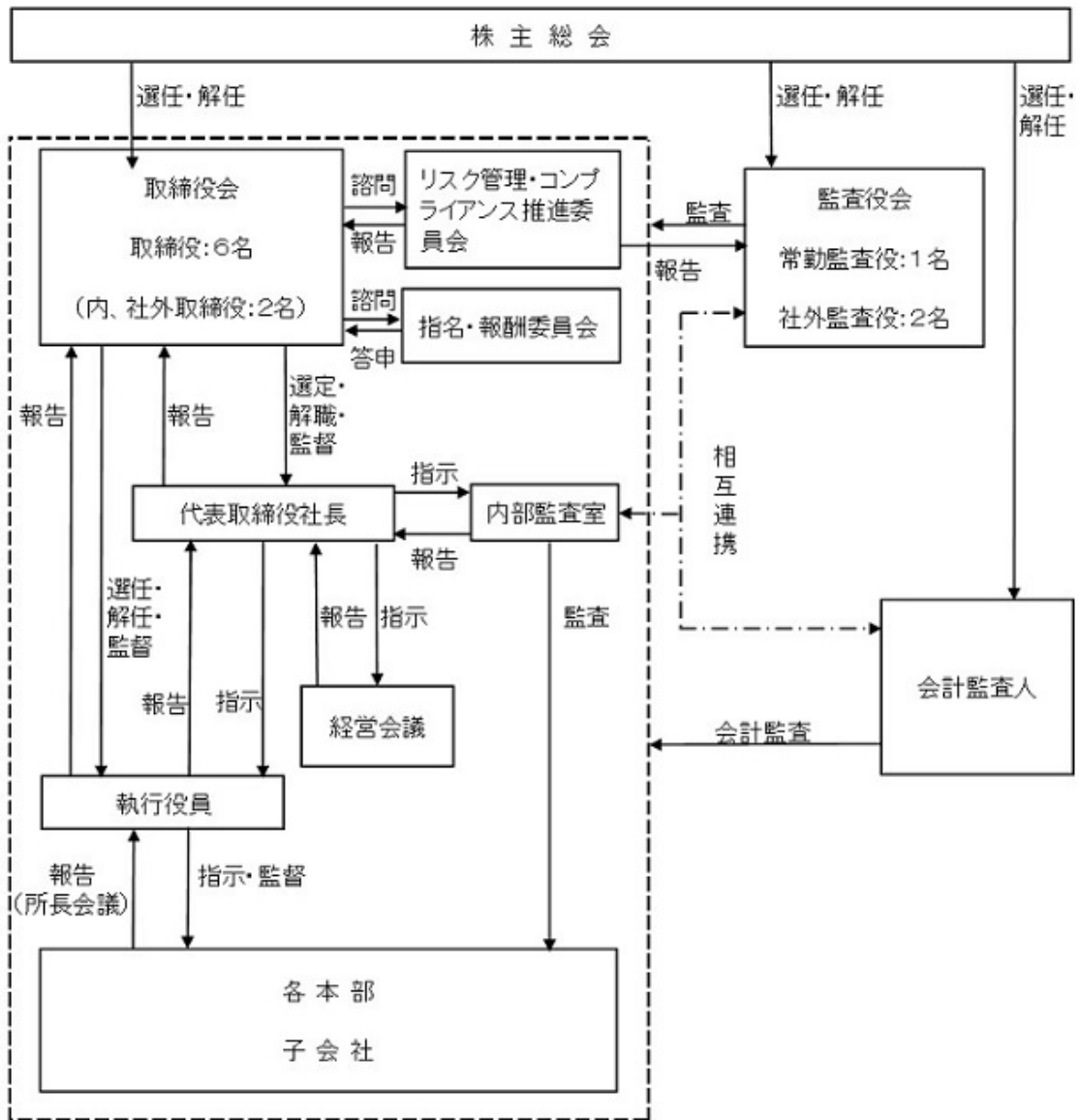
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

